

国民健康保険に加入している方へ！

産前産後期間(4か月分)の国民健康保険料が軽減されます！

対象者となる方・受付期間

- ・ 諫早市の国民健康保険に加入している方で妊娠85日(4か月)以降に出産した方。
(死産・流産・早産及び人工妊娠中絶の場合を含みます。)
※令和5年11月1日以降に出産予定の方が対象となります。
- ・ 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

軽減の内容

- ・ 単胎の方・・・出産予定日または出産日が属する月の前月から、4か月間の所得割保険料と均等割保険料相当分。
- ・ 多胎の方・・・出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の所得割保険料と均等割保険料相当分。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			■ 出産予定月			
多胎の方	■	■	■ 出産予定月	■	■	

- ・ 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■ 出産予定月		■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■・・・対象期間

申請に必要なもの

- ・ 保険料軽減届出書
- ・ 母子健康手帳など出産予定日等が確認できるもの

届出先

- ・ 諫早市役所保険年金課 TEL0957-22-1500 (代表)
- ・ 多良見支所地域総務課 TEL0957-43-1111 (代表)
- ・ 森山支所地域総務課 TEL0957-36-1111 (代表)
- ・ 飯盛支所地域総務課 TEL0957-48-1111 (代表)
- ・ 高来支所地域総務課 TEL0957-32-2111 (代表)
- ・ 小長井支所地域総務課 TEL0957-34-2111 (代表)

※郵送される場合の提出先：〒854-8601 諫早市東小路町7番1号 諫早市役所保険年金課